

## 【災害ごみ受入について】

- ・ **ごみの分別の徹底と減量化にご協力をお願いします。**

稲葉クリーンセンターでは、台風 19 号における災害廃棄物について、被災した自治体での災害ごみの処理が課題となっていることから、可能な範囲で災害ごみの受入に協力することとしました。

災害ごみの受入につきましても、通常のごみの受入に支障のない範囲で計画しておりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

ただ、稲葉クリーンセンターへのごみの搬入量が、計画よりも多い状況が続いており、処理能力にあまり余裕がない中での受入となります。

稲葉クリーンセンターへ搬入されているごみの中には、本来、資源として出していただくもの、焼却できないもの等の混入が目立っています。

住民の皆様におかれましては、ごみの排出にあたり、今一度、**分別方法をご確認いただき、ごみを正しく排出**していただきますようお願いいたします。

ごみを正しく出していただくことで、稲葉クリーンセンターへの搬入量が減少すれば焼却処理量に余裕ができますので、**より多くの災害ごみを受入れることが可能**となります。

住民の皆様**一人ひとりの取り組みが、被災地への支援**につながって参りますので、ごみの分別・減量化にご協力いただきますようお願いいたします。

### 災害ごみの受入内容

○受入量 ・ 100 t (30 t /月を上限)

○受入期間 ・ 令和元年 12 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 (予定)

※ 4 月以降は、その時の状況により判断いたします。

※ 災害ごみの受入については、被災自治体から連絡があった場合に実施します。